

令和3年第2回（2月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和3年2月10日(水)
開会 9時56分 閉会 10時47分

2. 開催場所 吉富フォーユー会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

賀部 正直	井上 幸子
奥家 信弘	高原 孝幸
菊 啓治	山本 学美
山本 幸雄	奥田 健一
高橋 初美	若山 清敏
太田 克弘	重吉 信之
横川 信友	堤 久英

欠席委員の氏名

—

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第5号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について
- ・議案第6号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第7号 令和3年度吉富町耕耘料等利用料の承認について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 軍神 宏充、中家 立雄

6. 会議の概要

事務局長	<p>皆さま、おはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和3年第2回（2月）総会を開催いたします。</p> <p>本日は、全委員出席しておりますので、推進委員を含め、16名での開催となります。</p> <p>開会に先立ちまして、賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>日中はだいぶ暖かくなってきましたが、朝晩はまだ冷える日が続いていますので、体調管理を十分に行っていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年第2回（2月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に山本幸雄委員、奥田健一委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第4号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 ページをご覧ください。（P 1 議案朗読）</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請農地：吉富町大字楡生〇〇〇番 田 面積 378 m²</p> <p>譲渡人：別府市□□〇〇〇-〇〇 K. F</p> <p>譲受人：吉富町大字広津〇〇-〇 U. Y</p> <p>転用目的：一般住宅</p> <p>（その他議案書P 2からP 1 0 説明）</p> <p>農地区分については、2種農地で、集落に接続していることから代替地の検討は不要となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>議案第4号について、地元委員の太田委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
太田委員	<p>所有者は遠方に住んでおり、将来的に農業はしないということで、今回の申請に至ったようです。周囲を住宅に囲まれ、一枚だけ残った農地であるため、宅地になることに問題はないと思います。</p>
賀部会長	<p>太田委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p>

	<p>ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(質疑なし)
賀部会長	<p>それでは、議案第4号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
賀部会長	<p>それでは、議案第4号について承認することとします。 続きまして、議案第5号「吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11ページをご覧ください。(P11 議案朗読) 5条転用に向けた農振除外申請が4件、町へ提出され、町長から農業委員会の意見を求められた案件です。 12ページをご覧ください。計画内容の一覧です。 1件目は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在：大字榆生〇〇番〇 田 649 m² ・計画変更の目的：アパート ・申請者・転用事業者は、T. Hです。 <p>(P12からP17説明)</p> <p>県の見解としては、18ページのとおり、申請地は1種農地ではありますが、集落接続した集団性のない農地であり、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外及び転用については、見込みありとの回答をもらっています。</p> <p>2件目は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在：大字今吉〇〇〇番〇 畑 389 m² 今吉〇〇〇番 畑 421 m² 今吉〇〇〇番〇 田 1,652 m² 榆生〇〇番 畑 261 m²のうち100 m² ・計画変更の目的：建売分譲8棟 ・申請者：T. T、T. K、S. S ・転用事業者は、中津市の櫛△△△△△△△△△△△です。 <p>(P12・13、P19からP23説明)</p> <p>この申請につきましては、県への事前照会をしていない案件ではありますが、周辺の開発の状況から、除外及び転用について、見込みはあるものと思われれます。</p>

3 件目は、

- ・土地の所在：大字幸子〇〇〇番〇 田 974 m²
幸子〇〇〇番〇 田 1,598 m²

・計画変更の目的：建売分譲8棟

・申請者：S. K

・転用事業者は、豊前市の△△(株)です。

(P 1 2・1 3、P 2 4からP 2 7説明)

県の見解としては、28ページのとおり、申請地は1種農地ではありますが、集落接続した集団性のない農地であり、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外及び転用については、見込みありとの回答をもらっています。

4 件目は、

- ・土地の所在：大字鈴熊〇番〇 田 2,067 m²
鈴熊〇番〇 田 119 m²
鈴熊〇番〇 田 50 m²
鈴熊〇番〇 田 151 m²
鈴熊〇番〇 田 97 m²

・計画変更の目的：建売分譲8棟

・申請者：K. N

・転用事業者は、中津市の△△△△△△(有)です。

(P 1 2・1 3、P 2 9からP 3 3説明)

なお、この地域につきましては、先ほど説明しましたとおり、北側が用途区域の住宅地、西側も町道に添って集落が続き、東側も県道に添って宅地化が進んでおり、町の開発部局としましても、この地域を優良な住宅用地として利活用したいと考えているところです。

立地要件としては、除外は困難な土地ではありますが、県としましても、町の住環境整備の方針を考慮し、除外はやむを得ないとの見込みをもらっている状況です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

賀部会長

事務局から説明がありました。

議案第5号の案件についてご意見をいただきたいと思います。この案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

太田委員

楡生〇〇-〇について、点滅信号のある交差点の角地であり、南側から左折する場合、鋭角になっていて曲がりにくい。転用に際しては、交差点の改良を検討してもらいたい。

事務局	申請者と建設課に伝達いたします。
事務局長	事務局としては、転用と除外は地域振興課が持っていますが、道路や水道・下水、町の根幹的な計画ということも、農地法上、転用・除外申請には関わりがあります。現在、申請が上がった段階で、関係する各課には照会をかけています。建設課、上下水道課、未来まちづくり課に対して、転用物件・除外物件が、町として支障となることがないか情報を共有し、地域振興課だけで判断するのではなく、町全体の意見として検討するよう調整を図っているところです。
賀部会長	ほかに意見や質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第5号につきまして、「除外」に特段の問題なしということで、意見具申をおこなってよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	<p>議案第5号「吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては、先ほどの意見を具申したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号「吉富町農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いし、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回、2月15日から開始する利用計画の提出が2件ありましたので、ご審議をお願いします。なお、今回は2件とも農業委員の利用権となっております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>34ページをご覧ください。(P34朗読)</p> <p>36ページをご覧ください。</p> <p>表で表しているとおおり、今回2月15日から開始する利用権設定の件数は、新規2件で1,159㎡となっております。</p> <p>内容につきましては、37ページの一覧表をご覧ください。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>

賀部会長	事務局より説明がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	<p>それでは、まず T. H 委員の利用権設定となりますので、委員は退席をお願いします。</p> <p>委員退席</p> <p>それでは、T. H 委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
賀部会長	<p>それでは、T. H 委員の利用権設定につきまして、承認することとします。委員の入室をお願いします。</p> <p>委員入室</p> <p>続きまして、T. T 委員の利用権設定となりますので、委員は退席をお願いします。</p> <p>委員退席</p> <p>それでは、T. T 委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
賀部会長	<p>それでは、T. T 委員の利用権設定につきまして、承認することとします。委員の入室をお願いします。</p> <p>委員入室</p> <p>続きまして、議案第 7 号「令和 3 年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。</p> <p>事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>38 ページをご覧ください。(P 38 朗読)</p> <p>39 ページをご覧ください。</p> <p>1 月 27 日に開催しました「吉富町耕耘料等利用料協議会」において審議していただきました「令和 3 年度案」となっております。表の一番右側が令和 2 年度の利用料で、その左が令和 3 年度の利用料(案)となっておりますが、料金の変更はありません。なお、令和 2 年度は、上から 4 番目の「耕耘料(畑) 5 畝」を追加したのと、上から 10 番目の「畦塗り」に、ほ場整備の地区内・地区外の区別を設けています。また、先日の協議会では、ドロー</p>

	<p>ンによる農薬散布を追加してはどうかとのご意見もありましたが、まだ実用段階ではないので、今後の検討課題にしようということになっています。</p> <p>本日、この案でご承認をいただきましたら、今月下旬に農家回覧をし、3月の町の広報とホームページに掲載して周知する予定です。以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。</p> <p>ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第7号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第7号について承認することとします。</p> <p>次に「その他」となっています。</p> <p>はじめに、事務局から報告がありますので、お願いします。</p>
事務局	<p>40ページをご覧ください。</p> <p>「令和3年度農業委員会開催予定日」です。農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により、公開することとなっていますので、開催日を周知するため、年間計画を決定するものです。</p> <p>「毎月25日が申請の締め切り、翌月10日に総会」を基本とし、25日が休日の場合は締め切りを休日明けに、総会は、会場となるフォーニュー会館休館日の月曜日をはずし、10日前後で予定日を組んでいます。</p> <p>欠席が多数想定される場合や、その他必要に応じて、随時、日程は変更いたしますので、あくまで開催予定日、計画として、この日程とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>もう一点、41ページをご覧ください。</p> <p>先月の総会の議案にありました5条転用について、西側隣接田の排水が問題となっておりましたが、転用事業者から、この図にありますように「農地の北側に柵を設け、暗渠で道路をとおして北側水路に落とすことになった」と回答がありましたので、報告いたします。東側の柵までは距離がありますので、そこまで水路</p>

	<p>を新設すると、水路の管理も発生しますので、この方法になった とのことでありました。 事務局からは以上です。</p>
賀部会長	<p>以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程 ですが、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>年間計画どおり3月10日(水)10:00からの開催を提案 します。会場は、この会場が確定申告で使用できませんので、フ ォーユー会館3階研修室です。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、次回は3月10日(水)10:00からとします。 これをもちまして、令和3年第2回(2月)総会を閉会します。 皆さま、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時47分 閉会</p>